

奈良県告示第百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、旗尾土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和四年七月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	喜多 成典	香芝市高九四
〃	喜多 輝昌	〃 三二
〃	黒松 裕喜秀	〃 八五
〃	松井 進	〃 一七
〃	辻本 忠茂	北葛城郡上牧町大字中筋出作一〇七
〃	竹田 太郎	〃 大字上牧三〇九
〃	竹嶋 清悟	香芝市上中三七一
〃	中岡 祥興	〃 〃 四〇〇―二
〃	芳倉 忠義	〃 北今市六丁目四〇三
〃	宮城 康次	〃 〃 四丁目一九九―一
〃	巽 弘文	〃 〃 六丁目四八七
〃	吉村 増雄	〃 〃 七丁目三〇〇―一
〃	中村 昌平	〃 〃 六丁目三九七
〃	坂口 和雄	〃 〃 今泉七七七
監事	黒松 貞光	〃 〃 高八一
〃	黒松 マユキ	〃 〃 上中三六三
〃	辻本 均	北葛城郡上牧町大字上牧三一〇

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	喜多 成典	香芝市高九四
〃	黒松 延次	〃 〃 一一―二
〃	黒松 裕喜秀	〃 〃 八五
〃	松井 進	〃 〃 一七
〃	黒松 健司	北葛城郡上牧町大字上牧三八二

〃	〃	監事	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
辻本 登美子	竹田 博美	黒松 貞光	坂口 和雄	中村 昌平	吉村 増雄	巽 弘文	小林 康司	芳倉 忠義	松原 秀典	竹嶋 清悟	竹田 太郎
香芝市上中三〇五	北葛城郡上牧町大字上牧四一七	〃 高八一	〃 今泉七七七	〃 六丁目三九七	〃 七丁目三〇〇一	〃 六丁目四八七	〃 三丁目一八五	〃 北今市六丁目四〇三	〃 〃 二二七一一	香芝市上中三七一	〃 〃 三〇九